

# 国際的租税回避行為への対応を強化

国税庁 課税部 課税総括課 課長補佐  
岸本 明

## I 統括国税実査官(国際担当)部門を新設

### 1. 新部門設置に至る経緯～世界的な課題への対応

経済社会のボーダーレス化の一層の進展により、個人や企業の国境を越えた多様な経済行動が行われるようになっており、各国の税制の差異や租税条約の違いなどを巧みに利用して租税負担を軽減する国際的租税回避行為がわが国のみならず世界的な問題となっています。

以前は、国際的な課税問題というと、大企業や多数の海外子会社を有する法人特有の問題でしたが、近年では、国際取引のすそ野が中小企業者や個人富裕層と呼ばれる層に広がってきたことから、国税庁では主要な国税局に「国際化対応プロジェクトチーム」(※1)(以下「国際化対応PT」)を設置するなどして、国際的租税回避スキームの把握と実態解明、調査等の充実・強化に取り組んできたところです。

しかしながら、国際取引は年々増加する一方であり、また、その取引には金融や法律・税の専門家などが関与した、より一層複雑なスキームが用いられるようになりました。

そこで、更なる国際取引への適正な課税の実現のため、新たに専門的かつ組織横断的な事務

運営を行う部署として、東京国税局と大阪国税局の課税第一部に国際取引を専門に担当する「統括国税実査官部門」(以下「国際統実官部門」)を設置し、国際的租税回避スキーム等に関する情報収集、実態解明、調査の企画・立案、分析及び調査支援の充実を図ることとしました(※2)。

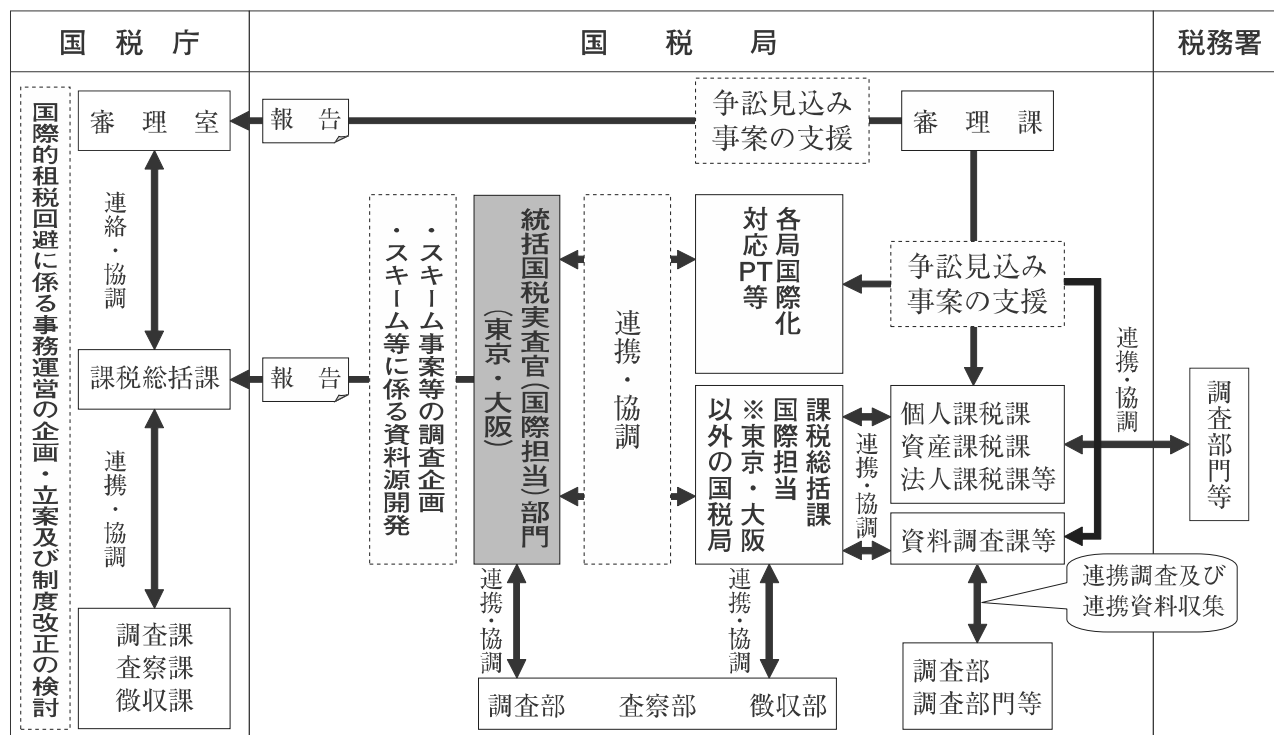
※1 国際化対応PT・・・平成14年に、主に国際的租税回避スキームの実態解明、調査及び海外資産に係る資料源開発に取り組むことを目的として東京、大阪、名古屋、関東信越国税局の課税部において立ち上げたプロジェクトチーム。

※2 平成21年に国際統実官部門を新設したことにより、国際化対応PTの担当者は67名となった。(東京国税局34名、大阪国税局19名、名古屋国税局10名、関東信越国税局4名)

### 2. 組織横断的対応を意識した国際統実官部門の事務

国際統実官部門では、国際的租税回避スキーム事案等(※1)(以下「スキーム事案等」)に対する適正な課税の実現を図るため、スキーム事案等に関する情報収集、実態解明、分析及び

【統括国税実査官（国際担当）の運営体制】



調査の企画・立案を行っています。

例えば、国税局・税務署における調査・徴収担当者は、租税回避を図っていると思われる取引等の情報を把握した場合には、連絡せんを作成することとなっており、国際統実官部門で、これらの連絡せんを集約し、情報の分析、新たな手法・ツールの把握等を行っています。

情報収集等の機能が国際統実官部門に移行したことにより、調査事務以外に情報収集事務を兼務していた国際化対応 PT の東京国税局課税第一部資料調査第四課及び大阪国税局課税第一部資料調査第三課は、調査事務に特化して従事できることとなりました。

なお、機能の振分けは行われましたが、調査の企画・立案と調査の実施は相互の連携が不可欠であることから、国際化対応 PT は国際統実官部門のリーダーシップの下、一体的運営を

行っています。

スキーム事案等の解明及び調査は関係部署が多岐にわたることから、国際統実官部門は他の関係部署との協議・連携の主導的役割も担っています。各国の税制の差異や租税条約の違いなどを巧みに利用した課税困難な事案の処理に当たっては、的確な事実確認及び法令面の十分な検討を行った上で適正な課税処理を行う必要があるため、関係部署間での指揮命令系統や役割分担を明確にした上で調査体制を編成するとともに、争訟を念頭に置いた調査審理など、審理課等の関係部署との協議・調整を迅速に行うこととしています。

スキームの策定には、税の専門家のみならず金融や法律の専門家などが深く関与していることが多いことから、いわゆる「タックス・プロモーター（※2）」に関する情報を収集するこ

とにより新たなスキームの把握、解明に努めているほか、多額に海外金融資産等を保有する者及びその主宰法人についての情報等の収集も行っています。

そのほか、実地調査により把握された各種ノウハウを国税局・税務署の職員へ積極的に提供し、職員全体の能力向上に努めることとしています。

※1 スキーム事案等・・・各国の税制の差異や租税条約の違いなどを巧みに利用して租税負担を軽減する仕組みを用いた事案及び国際取引等が複雑で解明に高度な調査技法を要する事案をいう。

※2 タックス・プロモーター・・・国際的租税回避スキームの策定者・販売者、スキームに関与した金融機関、弁護士・会計士及びこれに類する者。

### 3. 国際統実官部門の運営体制

国際統実官部門は、統括国税実査官（国際担当）（以下「国際統実官」）の下、東京国税局は14名、大阪国税局は6名で構成されており、国際統実官非設置国税局及び沖縄国税事務所の課税総括課との緊密な連携の下、東西ブロック単位による運営を行っています。

#### ○ 東ブロック

（構成局）札幌、仙台、関東信越、東京、金沢国税局及び沖縄国税事務所

#### ○ 西ブロック

（構成局）名古屋、大阪、広島、高松、福岡、熊本国税局

また、幹事局である東京国税局、大阪国税局相互間も緊密な連携を図り、情報を共有してい

ます。

## Ⅱ 国際的租税回避問題への様々な対応

### 1. 国際的租税回避問題を巡る世界の動向

平成21年4月にイギリスのロンドンで開催されたG20金融サミットにおいて、各国がタックスヘイブン等に対する規制強化で合意したことを受けて、OECD事務局は、税に関する情報交換の国際基準の実施について、82の国、地域を分類したリストを発表しました。従来から銀行利用者などの情報を秘密にしている国においても、租税回避行為への対応の必要性という国際世論の高まりから、租税条約の下で相互の情報交換を受け入れる姿勢を表明するというような変化が見られています。

わが国においても、本年6月には、これまで情報交換規定のなかった日・スイス租税条約について、租税に関する国際基準に基づく情報交換の実施が可能となるよう改正することにスイスと基本合意しているほか、バミューダとの間でも情報交換を主体とした租税協定を締結することに基本合意しています。

### 2. 税務当局の国際的なネットワーク

JITSIC（Joint International Tax Shelter Information Centre：国際タックスシェルター情報センター）とは、アメリカ、イギリス、オーストラリア、カナダの税務当局により、国際的租税回避スキームの解明を目的として、2004年アメリカのワシントンに設立された組織です。JITSICでは、参加国の代表者が二国

## 現場職員インタビュー

平成 21 年 7 月から、東京国税局の国際統実官となった高野統括国税実査官に現場の職務について話を聞きました。

この度、東京国税局の国際統実官を拝命いたしました、高野と申します。

課税部に新設される国際統実官との内示をいただいた時には、正直、驚きましたが、国際的租税回避の調査に携わる重要かつ高度な職務を担う部門の設立に関わるということで、その職責の重大さを実感しているところです。

では、簡単ですが、私たちの部門の職務内容についてご説明します。

東京国税局の国際統実官部門は、私のほか 13 名の職員で構成されており、課税部国際事案の総合調整、海外との取引や国際的な資金移動に関する情報の集約・分析・検討のほか、国際的租税回避スキームが想定される事案の調査企画、調査支援などを担当しています。

具体的には、提出された国外送金等調書や租税条約に基づき外国の税務当局から提

供される様々な情報、さらには、全国の国税局、税務署の税務調査などで把握した租税回避スキームやタックスプランニングに関する情報を基に、不審な取引などを発掘して調査を企画したり、関係する部署に提供したりしています。

国際課税を担当している他の部署との連携を密にするとともに、大阪国税局の国際統実官とも頻繁にコンタクトを取り、全国的な視野での情報の共有・発掘・情報提供に努めています。

まだスタートして 3 ヶ月ほどの部門ですが、国際課税に係る事務経験が豊富な優秀なメンバーに恵まれ、いいスタートがきれたと自負しています。これからも、国税局や事務系統の枠を超えた組織横断的な取組を強化して、国際的租税回避スキームの実態解明や調査企画に全力で取り組んでいきたいと思っています。

間租税条約の情報交換規定に則り租税回避スキームについての情報を交換するほか、必要に応じて参加国の調査担当部局に情報収集のための調査を要請しています。これにより、スキームの全貌を速やかに解明するとともに、これらスキームの販売仲介者や顧客に関する情報を参加国間で共有することとしています。わが国においてはこのような国際的取組に積極的に参加する方針であり、2007 年開設されたイギリスのロンドン事務所に当庁から職員を派遣してい

ます。

## 3. 情報交換制度の積極的な活用

国際的租税回避に対応するためには、国外の情報を適切に収集することが不可欠です。現在わが国では 56 カ国との間に 45 の租税条約を締結しており、取引実態の解明のためには、二国間租税条約の規定に基づく情報交換制度を活用していくことが重要と考えています。